

令和3年4月13日

<市長記者会見資料>

子ども未来部子ども健康課

## 不育症治療費公費助成事業について

不育症とは、妊娠するものの、流産や死産を2回以上繰り返す状態を指します。

本市では、経済的負担の軽減を図ることで安心して治療等を受けていただけるよう、本年4月1日以降に実施された不育症検査及び治療に対する費用の一部を助成します。

### 1 対象者

次の(1)から(4)をすべて満たす人

- (1) 治療等実施日現在、法律上の婚姻をしている夫婦及び事実婚関係にあること。
- (2) 夫婦が徳島市に治療等実施日より以前に1年以上住民票を有しており、申請日時点においても徳島市民であること。

ただし、夫又は妻のいずれか一方の住民票が徳島市にない場合でも、徳島市以外の自治体から助成を受けていない場合は対象とします。

- (3) 申請に係る治療等の期間の初日における治療等を受ける人の年齢が43歳未満であること。
- (4) 合計2回以上の流産または死産の既往があり、治療を受ける人が産婦人科医により不育症と診断されていること。

### 2 対象となる治療

令和3年4月1日以降に実施された不育症の検査や治療のうち医療保険が適用となるもの。

### 3 助成額及び助成回数

検査及び治療に要した費用のうち自己負担額の2分の1の額。ただし、1回あたり5万円を限度とします。

通算助成回数は、6回まで。

以上

<問い合わせ先>

子ども未来部 子ども健康課

電話：088-656-0528